

議第 9 1 号

呉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

呉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する
条例

第 1 条 呉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和 4 6 年呉市条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置） 第 3 条の 2 別表 2（ア）の項に掲げる地区又は地域内において、特定用途に供する部分の床面積が（イ）の項に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、（ウ）の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ（エ）の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（当該建築物の延べ面積が 6, 0 0 0 平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に（オ）の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、当該建築物の敷地の面積が市長が定める面積を下回る場合又は共同で荷さばきを行うための駐車施設の計画的な整備及び活用その他の代替措置によりこの条による荷さばきのための駐車施設の整備と同等以上の効力があると市長が認める場合においては、この限りでない。	（建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置） 第 3 条の 2 別表 2（ア）の項に掲げる地区又は地域内において、特定用途に供する部分の床面積が（イ）の項に掲げる面積を超える建築物<u>（共同住宅の用途においては、床面積が同項に掲げる面積を超え、かつ、戸数が同項に掲げる数以上の建築物）</u>を新築しようとする者は、（ウ）の項に掲げる建築物の部分の床面積<u>（共同住宅の用途においては、戸数）</u>をそれぞれ（エ）の項に掲げる面積<u>（共同住宅の用途においては、戸数）</u>で除して得た数値を合計した数値（当該建築物の延べ面積が 6, 0 0 0 平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に（オ）の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、当該建築物の敷地の面積が市長が定める面積を下回る場合又は共同で荷さばきを行うための駐車施設の計画的な整備及び活用その他の代替措置によりこの条による荷さばきの

2 略 (駐車施設の規模) 第6条 略 2 特定用途に供する部分を有する建築物に附置する駐車施設のうち、少なくとも1台分については、車いす利用者のための駐車施設として、自動車の駐車のために供する部分の規模を幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。 3 略 4 第3条の2から第4条までの規定により附置する荷さばきのための駐車施設のうち、自動車の駐車のために供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、はり下の高さ<u>3メートル以上</u>とし、自動車を安全に駐車させ、出入りさせることができるものでなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。	ための駐車施設の整備と同等以上の効力があると市長が認める場合においては、この限りでない。 2 略 (駐車施設の規模) 第6条 略 2 特定用途に供する部分を有する建築物に附置する駐車施設のうち、少なくとも1台分については、車いす利用者のための駐車施設として、自動車の駐車のために供する部分の規模を幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上、<u>はり下の高さ2.3メートル以上</u>としなければならない。<u>ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。</u> 3 略 4 第3条の2から第4条までの規定により附置する荷さばきのための駐車施設のうち、自動車の駐車のために供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、はり下の高さ<u>3.2メートル以上</u>とし、自動車を安全に駐車させ、出入りさせることができるものでなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。
---	---

第2条 呉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

(ア)	駐車場整備地区又は商業地域	周辺地区
(イ)	特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分の床面積と共同住宅及び非特定用途に供する部分の床面積に2分の1を乗じて得たものとの合計	特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分の床面積
(ウ)	1,000平方メートル	2,000平方メートル
(エ)	特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分	特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分

(オ)	150平方メートル	450平方メートル	150平方メートル
(カ)	$1 - \frac{1,000 \text{ 平方メートル} \times (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積})}{6,000 \text{ 平方メートル} \times (\text{イ}) \text{ の項に掲げる面積} - 1,000 \text{ 平方メートル} \times \text{建築物の延べ面積}}$	$1 - \frac{6,000 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積}}{2 \times \text{建築物の延べ面積}}$	
備考 1 (イ)の項に規定する部分及び(エ)の項に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。 2 (カ)の項に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。			

別表第2 (第3条の2関係)

(ア)	駐車場整備地区又は商業地域					周辺地区	
(イ)	2, 0 0 0平方メートル			2, 0 0 0平方メートル, 5 0戸	3, 0 0 0平方メートル	3, 0 0 0平方メートル, 5 0戸	
(ウ)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫の用途に供する部分	特 定 用 途（百貨店その他の店舗, 事務所, 倉庫及び共同住宅を除く。）に供する部分	共同住宅の用途に供する部分	特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分	共同住宅の用途に供する部分
(エ)	3, 0 0 0平方メートル	5, 0 0 0平方メートル	1, 5 0 0平方メートル	4, 0 0 0平方メートル	1 0 0戸	5, 0 0 0平方メートル	1 0 0戸
(オ)	$1 - \frac{6, 0 0 0 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積}}{2 \times \text{建築物の延べ面積}}$					$1 - \frac{6, 0 0 0 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積}}{\text{建築物の延べ面積}}$	
備考							
1 (ウ) の項に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。							
2 (オ) の項に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。							

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に建築物の新築，増築又は用途の変更の工事に着手したもののについては，なお従前の例による。

(提案理由)

駐車場法施行令の一部改正等に伴い，所要の規定の整備をするため，この条例案を提出する。